

生活に困ったときは…

一人で抱え込まず、
まずは**ご相談**ください

どんなことを相談できるの？

失業して
家賃を支払えない

病気やケガで、
仕事や生活が不安

家族のことで
悩んでいる



このようなことでお困りではありませんか？

または、周囲にお困りの方はいらっしゃいませんか？

どこに相談したら
良いのか…

働きたいけど
就職に結びつかない

就職活動の仕方が
分からない

問合せ先

<相談窓口> 三条市 福祉課 生活支援係 電話 0256-34-5433(直通)
0256-34-5511(代表)
内線 363・709

<受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

詳しくはこちら！



相談窓口では、必要に応じて一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。



<自立相談支援事業>

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考えます。他の制度や専門機関につないだり、必要に応じて支援プランを作成するほか、関係機関と連携し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



<住居確保給付金>

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に(※)、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産、収入、年齢に関する要件を満たしている方が対象です。



<ハローワークとの一体的な支援>

病気等の問題がなく、就労意欲があり、すぐに仕事に就くことが可能な状態の方には、支援員がハローワークと連携して支援を行います。

また、支援員がハローワークの利用方法、履歴書の作成、面接時の心構え等をアドバイスするなどの支援を実施します。



<就労準備支援事業>

「長く働いていなかった」、「社会との関わりに不安がある」、「生活習慣が整っていない」などの事情で、直ちに就労が困難な方に対してコミュニケーション能力の形成や、パソコン操作など就労に必要なスキルの訓練、職場体験などを実施し、就職に向けた支援をします。

※事業利用にあたって、一定の資産、収入、年齢に関する要件があります。

相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）

1 相談

ご本人やご家族などが来所またはお電話でご相談ください。

2 プラン作成

支援員が自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランを一緒に作成します。

3 支援

様々な関係機関と連携して、支援を実施します。